



JASDAQ

平成 21 年 4 月 24 日

会 社 名 セキテクノトロン株式会社
代表者名 代表取締役社長 関 信
(J A S D A Q ・ コード 7457)
問合せ先
取締役人事・総務部長 大木 知明
電話 03 - 3820 - 1711

ゲート株式会社による当社株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

ゲート株式会社は平成 21 年 3 月 11 日に当社の普通株式及び新株予約権を公開買付けにより取得することを決定し、平成 21 年 3 月 12 日より実施しておりましたが、当該公開買付けが平成 21 年 4 月 23 日をもって終了し、その結果について、同社より添付資料のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

添付資料：ゲート株式会社の本日付プレスリリース（「セキテクノトロン株式会社株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」）

平成 21 年 4 月 24 日

各 位

ゲート株式会社
代表取締役 関 信

セキテクノトロン株式会社株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

ゲート株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 3 月 11 日、セキテクノトロン株式会社（コード番号：7457 ジャスダック証券取引所、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決定し、平成 21 年 3 月 12 日から実施していましたが、本公開買付けが平成 21 年 4 月 23 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（１）公開買付者の名称及び所在地

ゲート株式会社
東京都渋谷区東三丁目 16 番 3 号

（２）対象者の名称

セキテクノトロン株式会社

（３）買付け等に係る株券等の種類

普通株式
新株予約権

平成 17 年 6 月 28 日開催の第 73 回定時株主総会及び平成 17 年 8 月 10 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権」といいます。）

（４）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,403,000 株	3,403,000 株	— 株

（注１）応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である 3,403,000 株に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注２）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（注３）公開買付け期間末日までに新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象となります。

（注４）本公開買付けにおける公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大数は、5,103,103 株です。これは、対象者が平成 21 年 2 月 13 日に提出した第 77 期第 3 四半期報告書に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（5,184,000 株）から平成 20 年 9 月 30 日現在の自己株式数（200,897 株）を控除した株式数に上記第 3 四半期報告書に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の新株予約権（120 個）の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式（平成 21 年 1 月 1 日以降本書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）の最大数（120,000 株。新株予約権の発行要項に基づき、平成 20 年 12 月 31 日時点で権利行使されていない新株予約権 120 個を 1 個当たり 1,000 株として換算しております。）を加算した株式数です。

（注５）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を

買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

平成 21 年 3 月 12 日(木曜日)から平成 21 年 4 月 23 日(木曜日)まで (30 営業日)

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 155 円

新株予約権 1 個につき金 1 円

2 . 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等種類	買付予定数	買付予定数の 下限	買付予定数の 上限	応募株券等の 数	買付け等を行 う株券等の数
株 券	3,403,000 株	3,403,000 株	—株	4,625,153 株	4,625,153 株
新 株 予 約 権 証 券	—	—	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—	—	—
合 計	3,403,000 株	3,403,000 株	—株	4,625,153 株	4,625,153 株

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (3,403,000 株) に満たない場合は応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計 (4,625,153 株) が買付予定数の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	547 個	(買付け等前における株券等所有割合 10.72%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	4,625 個	(買付け等後における株券等所有割合 90.63%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	4,915 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成 21 年 2 月 13 日提出の第 77 期第 3 四半期報告書に記載された平成 20 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の個数です。ただし、本公開買付けにおいては、対象者の平成 21 年 2 月 13 日提出の第 77 期第 3 四半期報告書に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の新株予約権の行使により発行又は移転される可

能性のある対象者株式についても対象としており、また、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、分母を、対象者の上記第3四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数4,915個に、平成20年12月31日現在の新株予約権が公開買付け期間末日までに行使されることにより発行又は移転される可能性のある対象者株式（平成21年1月1日以降本書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）の議決権数の最大数（120個）及び平成20年9月30日現在の単元未満株式数（69,000株）から同日現在の単元未満の自己株式数（897株）を控除した68,103株に係る議決権の数（68個）を加算し、5,103個として計算しています。

（注3）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

（4）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

（5）買付け等に要する資金 716 百万円

（6）決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

決済の開始日 平成21年5月1日（金曜日）

決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付け代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した銀行口座へ送金するか、応募受付けをした公開買付け代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

3．公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

ゲート株式会社 東京都渋谷区東三丁目16番3号

株式会社ジャスダック証券取引所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

4．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付けにより、対象者の自己株式を除いた発行済株式及び新株予約権の全てを取得できなかったことから、公開買付け者は、公開買付け届出書に記載したとおり、公開買付け者等を除く対象者の株主の皆様に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、公開買付け者が対象者株式の全部（自己株式を除きます。）を所有することとなるよう必要な手続き（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を行う予定です。

この場合の本完全子会社化手続として、公開買付け者は、対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更をすること、当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付すること、及び上記ないしを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催すること

とを対象者に対し要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本株主総会において上記 のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記 については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、本株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

なお、上記の手続を行う場合の実施の詳細・時期は現時点では未定です。

本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、公開買付者は本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として当該株式と別個の種類の対象者株式が交付されることとなります。対象者の株主に対価として交付されるべき別個の種類の対象者株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることもあり得ます。また、対象者の全部取得条項が付された株式の取得対価として交付される対象者株式の数は本日現在未定ですが、公開買付者が対象者の全ての発行済株式を所有することとなるよう、公開買付者は、対象者に、本公開買付けに応募されなかった公開買付け以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

上記 ないし の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、()上記 の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、()上記 の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの()又は()の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手続等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付けによる対象者株式の所有割合及び公開買付け以外の対象者株主の対象者株式の所有状況等によっては、公開買付者は、対象者に対し、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付するという上記方法に代えて、対象者と協議の上、会社法の手続に従い、公開買付者を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（対価として金銭等を交付する場合を含みますが、これに限られません。）又は同等の効果を有する他の方法により対象者を完全子会社化する可能性があります。

本公開買付け、本完全子会社化手続又は本完全子会社化手続に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

なお、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、本完全子会社化手続に従い、公開買付者が対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを所有することを企図しておりますので、その場合には、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、対象者の株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は対象者の株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

以 上